

古河市立駒込小学校「いじめ防止」等基本方針

古河市立駒込小学校長

平成 25 年 6 月に、平成 25 年法律第 71 号として、いじめ防止対策推進法公布された。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている。

今回公布された法において、学校は、いじめ防止基本方針又は地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるもの（第 13 条）としている。また、学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くもの（第 22 条）としている。さらに、学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うもの（第 28 条）と規定している。

『古河市立駒込小学校「いじめ防止」等基本方針』は、これを受け、駒込小学校のいじめ防止推進に向け策定した。

1 目的

いじめ防止等のための対策の基本事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止に向き合う教師の姿

- (1) 児童に寄り添い、児童と共に活動する教師
- (2) 児童の変化を敏感に感じ取り、迅速に関わる教師
- (3) 常に児童の身になって考えようとする教師
- (4) 児童の努力を認め、励ましのことばをかける教師
- (5) 日頃から人権を尊重したことばづかいに心がける教師
- (6) 宿題や日記、自学ノート等の提出物にいち早く目を通し、コメントを添える教師

4 いじめ防止等の基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
以上のことをふまえ、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止等に取り組むこととする。

5 いじめ防止等対策委員会の設置

- (1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等対策委員会」を設置する。本委員会は、生徒指導対策委員会を主とし、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、養護教諭で構成する。その他、校長の判断により、必要に応じて、関係教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることとする。
- (2) 本委員会の取組は、以下の通りとする。
 - ① 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
 - ② 年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、定期的実施する。
 - ③ 学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、「いじめ防止」等基本方針を見直す。

6 基本的な取組

(1) 未然防止のための措置

① 未然防止の方針

- ア いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努める。
- イ 授業や行事等に、主体的に参加・活躍できる場をつくりだす。
- ウ 日頃の学級経営の中で、児童の自己有用感や自己肯定感を育む。

② 未然防止のための取組（R P D C Aサイクル）

- ア 定期的なアンケート調査や欠席・遅刻・早退等で現状を把握し、課題を見つける。
- イ 学期の修了時、半年後、1年後に、課題をどう解消していくかという目標を設定する。
- ウ 目標を達成するための具体的な計画を作成し、実施計画に沿って、一連の取組を実施する。
- エ 一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、適否を検証する。
- オ 検証の結果から新たな課題を導き出し、R P D C Aサイクルに基づく取組を継続する。

(2) 早期発見のための措置

① 早期発見の方針

- ア いじめは、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- イ 些細な兆候であっても、疑いを持ち、早い段階からの的確に関わりをもつ。
- ウ 事実を隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

② 早期発見のための取組

- ア 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す危険信号を見逃さない。
- イ アンケート調査や教育相談等の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) 道徳教育の充実

- ① 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
- ② 道徳教育ヒント集、自作教材等の活用
- ③ 道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
- ④ 道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の充実
- ⑤ 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善
- ⑥ 元気なあいさつの推進（校内あいさつ運動）
- ⑦ 無言清掃，ボランティア活動の推進
- ⑧ 児童が主役で進める学校行事の展開

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

(4) 教職員の資質向上（職員研修及び情報交換会）

- ① 「いじめ防止」等基本方針及びいじめ関係の生徒指導リーフによるコンプライアンス研修
- ② 配慮を要する児童に関わる生徒指導会議の実施（年度始め及び学期末）
- ③ 生徒指導に関わる報告（毎週）及び情報交換会（適時）

(5) 関係機関との連携

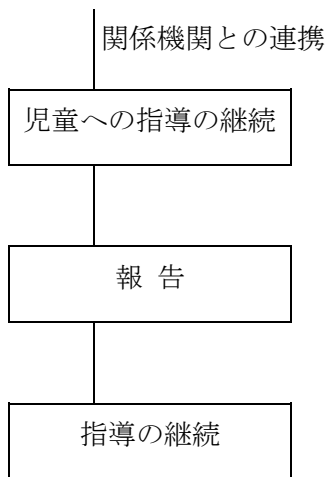
市教育委員会	市家庭児童相談員	民生委員	古河市教育支援センター
筑西児童相談所	古河警察署生活安全課	西南医療センター	

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 情報モラルに関する研修会（児童向け、保護者向け）
- ② 法務局又は地方法務局への協力要請（発信者情報等）

7 いじめ問題に関する対応

いじめ問題の発見	<p>1 いじめ問題の発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの訴え ・本人からの訴え ・まわりの児童からの報告，連絡 ・教師の発見
対応	<p>2 早期対応（担任・学年主任）</p> <p>(1) 事実関係を把握し，報告する。 （担任 → 生徒指導主事 → 教務・教頭 → 校長）</p> <p>(2) 共通理解を図り，対応について協議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① いじめ対策委員会での検討 ② 校長の指示，指導
被害児童への指導	<p>3 被害児童，加害児童への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況により，学級全体への指導を進める。 （担任，生徒指導主事，教務主任等）
加害児童への指導	<p>学級全体への指導</p> <p>学年全体への指導</p> <p>全校児童への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けた児童生徒の心のケア （担任，生徒指導主事，養護教諭等）
保護者への対応	<p>4 保護者への対応</p> <p>◎家庭訪問（担任，生徒指導主事，教務主任，教頭，校長）</p> <p>(1) 被害児童の保護者へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実情とこれまでの指導の経過や今後の対応について，説明し，理解と協力を依頼する。 <p>(2) 加害児童の保護者へ</p> <p>事情を説明し，今後の対応について，理解と協力を依頼する。</p>
PTAとの協力	<p>5 状況によっては，PTA等にも説明し，協力を依頼する。</p>



6 指導を継続し、随時、指導の経過を報告する。
 ・解決が長引く場合があるので、継続観察指導をする。
 （担任、教科担任、生徒指導主事、教務主任等）

7 事態が改善されない場合は、再度対応策について検討し、対応していく。

8 重大事態への対処

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- ・いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある。

- (1) 事実関係を明確にするための調査（質問票、聴き取り調査）を実施する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- (4) 市教育委員会へ報告する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携
- (6) 懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- (7) 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制の構築する。

9 いじめ防止等基本方針の見直し

いじめ防止等基本方針は適宜見直し、改訂していく。

平成 30 年 4 月策定